

番号	分野別	資料の概要
10	事業手法	設計・施工分離発注方式と設計・施工一括発注方式の違い (①耐震性確保、②先進的な環境設備・機能等、③工事期間の短縮、④コスト縮減、⑤地域経済の活性化 等)

	(A) 設計・施工分離発注 (従来) 方式	(B) 設計・施工一括発注 (デザインビルド) 方式
視点①、② 高度な技術力・ノウハウ等の採用	標準的で汎用性のある設計内容での工事発注にならざるを得ないため、施工業者が有する <u>独自の技術や特許工法等を採用しにくい。</u>	設計段階から施工業者の持つ <u>独自の技術や工法等を反映することが可能</u> となり、最新の高度技術や工法を採用することができる。 (先進的な技術等に関する提案を求めて、提案された内容と入札価格を総合的に評価したうえで受注事業者を決定する。)
視点③ 工期短縮の可能性	設計段階及び施工段階での工期短縮の可能性を検討するが、施工業者の独自の技術力やノウハウを設計段階から活用することが困難なため、 <u>工期短縮の可能性は限定的になる。</u>	施工業者の独自の技術力やノウハウを設計段階から活用することが可能であり、併せて、設計作業と並行して施工準備(資材発注等)ができるため <u>工期短縮の可能性が高い。</u>
視点④ コスト縮減等	設計段階及び施工段階でのコスト短縮の可能性を検討するが、施工業者の独自の技術等を採用することが困難なため、 <u>コスト縮減の効果は限定的になる。</u>	設計仕様や施工方法等に施工業者の持つ独自の技術を採用することにより <u>コスト縮減効果が期待できる。</u> また、早期(設計段階から)に事業者とのコミットメント(発注確約)ができることから、コスト圧縮効果があり、繁忙期で工場生産が間に合わないというスケジュールリスクも軽減できる。

<p>視点⑤ 地域経済の 活性化</p>	<p>①超高層一棟建築のため、工事の工区を分けた分割発注は困難である。</p> <p>②建築工事や各種設備工事を各々分離して発注する場合でも、各々の工事が、WTO政府調達協定対象工事となるため、<u>市内企業に限定した発注条件を設定できない。</u></p> <p>(対応) そのため、共同企業体(JV)での構成企業として市内企業も参加できるような発注条件を設定するなど、工夫や配慮が必要。</p>	<p>①同左</p> <p>②WTO政府調達協定対象工事となることに加え、受注事業者(先進的な技術・工法等を有する大手企業)が設計と施工(建築工事、設備工事など全て)を総合的かつ一体的に実施するため、<u>市内企業に限定した発注条件を設定できない。</u></p> <p>(対応) そのため、受注事業者を建築、設備を含めた共同企業体(JV)とすることを受注要件としたうえで、その共同企業体の構成企業として市内企業も参加できるような発注条件を設定するなど、工夫や配慮が必要。</p>
------------------------------	---	--